

「居住支援協議会等が必要と認める改修工事（再確定）」

居住支援協議会名 : 京都市居住支援協議会

《記入要領》

補助対象項目移行後の「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」の対象となるものを以下のとおり「補助対象工事細目一覧」にしましたので、各居住支援協議会等が必要と認める改修工事に該当するもの（共用部分・住戸部分）に○をつけてください。

No.	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 補助対象工事細目一覧	共用	住戸
001	居住支援協議会等が必要と認める工事		
002	入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事		
003	車いす対応台所の設置等		
004	車いす生活者等に配慮したコンセント位置の移設又は設置		
005	福祉型便所の設置等		
006	脱衣所、玄関に腰掛け台の設置（固定）		
007	聴覚障害者用お知らせランプの設置		
008	点字表示の設置		
009	居室の水栓器具の取替え（レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワー等への取替え）		
010	居室のサッシのクレセントを大型レバー型に改修		
011	屋根除雪作業のための軽減措置（融雪装置の設置等）		
012	緊急通報装置、安否確認装置等の設置（有料サービス用の機器・配管配線は除く）		
013	ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室）		
014	断熱材の設置		
015	断熱・遮熱塗装		
016	断熱タイル設置		
017	断熱・遮熱フローリングの整備		
018	グラスウール・押し発泡ポリスチレン等の増設		
019	断熱サッシの設置		
020	内窓設置		
021	複層ガラス設置		
022	断熱フィルム設置		
023	断熱雨戸設置		
024	遮熱ガラリ設置		
025	断熱シャッター設置		
026	気密シートの設置		
027	暖房便座への更新（温水シャワー付含む）		
028	高齢者・障害者・子育て世帯等を支援する施設の整備		
029	共用リビングの設置		
030	談話室の設置		